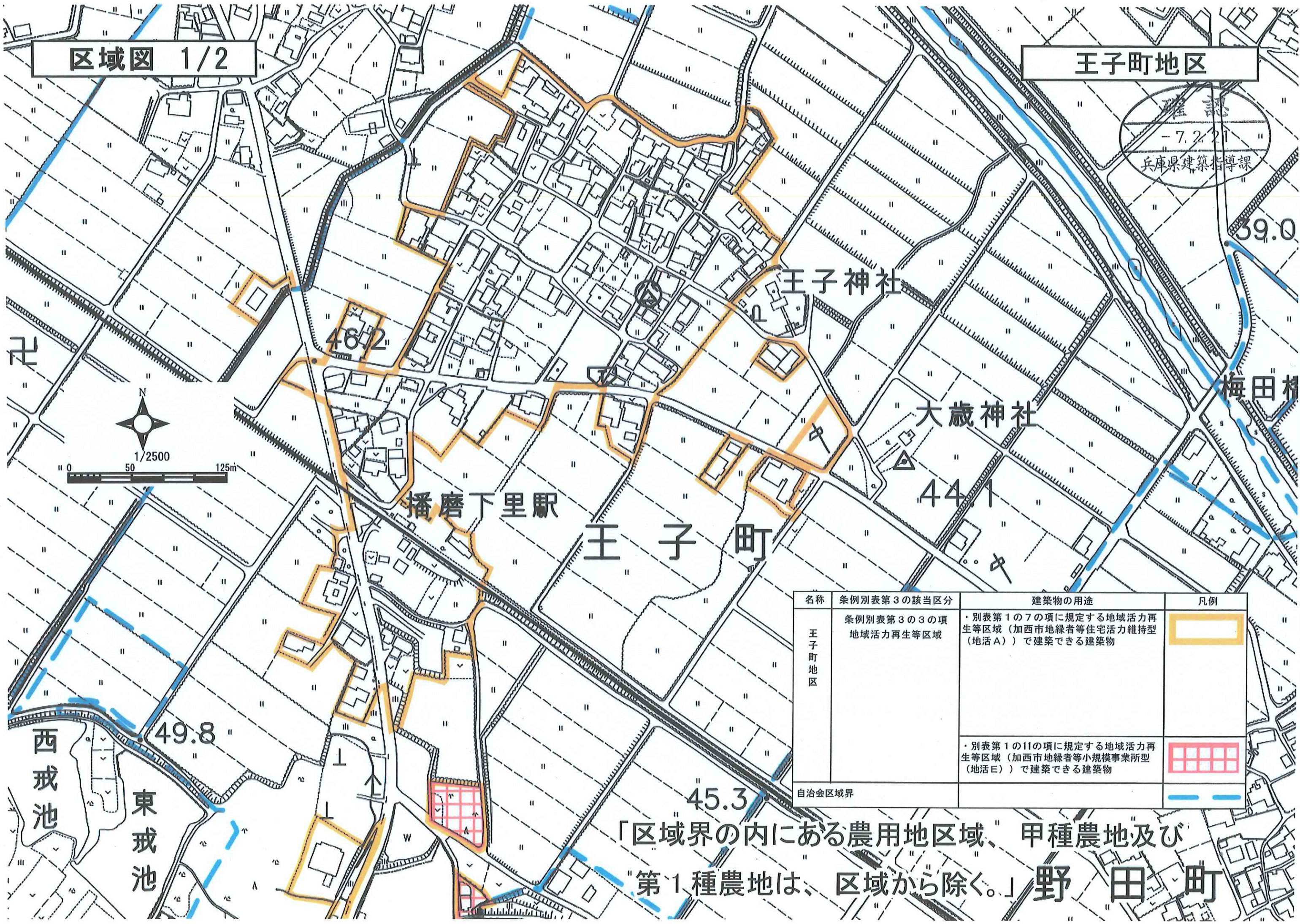


確 認
- 7. 2 / 21
兵庫県建築指導課



名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
王子町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の7の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力維持型（地活A））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
自治会区域界			

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び
第1種農地は、区域から除く。」野田町

確認

7.2.21

兵庫県建築指導課



1/2500

0 50 125m

池

東戒池

49.8

45.3

野

56.4

新池

52.6

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
王子町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の7の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力維持型（地活A））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
自治会区域界			

内が池

蓮池

弥三郎池

中池

小谷池

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」